

様式第一（第一条関係）

構造改革特別区域計画認定申請書

平成 16 年 10 月 13 日

内閣総理大臣 殿

桑折町長 林 王 喜 久 男

構造改革特別区域法第 4 条第 1 項の規定に基づき、構造改革特別区域計画について
認定を申請します。

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

桑折町

2 構造改革特別区域の名称

企業誘致による地域活性化促進特区

3 構造改革特別区域の範囲

福島県伊達郡桑折町の区域の一部(桑折工業団地)

4 構造改革特別区域の特性

福島県の北東部に位置する桑折町は、第3次振興計画において『活力のあるバランスのとれた産業構造の展開』を基本目標に掲げ、商工業・農業等の振興に努めている。その中で、工業振興施策としては、農業・商業とのバランスを考慮し、住民の雇用安定と地域産業の発展をめざし、公害の防止・環境保全に配慮しながら、工場適地や農村地域工業導入地区に指定されている工業地域へ積極的に企業誘致を進めている。

当町は、昭和45年に優良企業を積極的に誘致するとともに、地元企業の生産性向上と近代化を図るため、都市計画区分用途上の工業地域指定を行ない、「桑折工業団地」を設定した。現在は、総面積約57ヘクタールを有し、製造業を中心に34社が立地している。平成12年には、福島地方土地開発公社が約8ヘクタールの工業団地造成事業を実施し、新たな工場適地の整備を行った。しかし、長期化する景気低迷を背景に約4ヘクタールの分譲が捗らない状況が続いている。

当該区域は、用水及び電気等は円滑に供給されており、県道国見・福島線、県道飯坂・桑折線、国道4号線、東北縦貫自動車道飯坂IC・国見IC、JR東北本線桑折駅及び伊達駅に近く、さらに東北新幹線福島駅からは25分、空港・港湾へのアクセス時間は90分以内と交通利便性が高いことから、生産・物流活動を行う場所として大いに適している。また、当町は、農業が基幹産業であることから、これらの地域産業(地元農産物の活用等)とのタイアップできる企業誘致の展開も図っていききたい。

このようなことから、当町産業全般の活性化を期待することができるような構想を持った企業に対して、立地しやすい制度を積極的に導入することは、当町地域における活力のあるバランスのとれた産業構造の伸展に向けての方策として大いに効果を発するものと期待できる。

5 構造改革特別区域計画の意義

当町は、バランスのとれた産業全般の活性化を推進するうえで、地場産業の活性化にも一助を成すと期待できる企業が、立地しやすい環境づくりを形成する方策として、土地開発公社が事業用借地権を設定し賃貸することで、企業が立地、操業できる制度を取り入れることにより、一層の企業進出機会の促進、地域産業の振興及び、雇用創出機会の増大等、地域経済の活性化が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

【目標】 「活力のあるバランスのとれた産業構造の展開」

当該特別区域に、製造業(加工業)を中心とした企業を誘致することで、地域産業の振興及び、地元雇用創出機会の増進を図り、もって地域経済の活性化をもたらすとともに、農・商・工業のバランスがとれた産業構造の展開をめざす。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区制度の導入により、企業の立地に際して、企業ニーズに即した選択の幅を広げることができ、結果として、地場産業の活性化にも一助を成すと見込まれる企業立地につなげたい。また、この制度を利用することで早期に特区区域への企業立地、操業が実現すれば、工業団地の未分譲地の有効活用により、健全な財政運営、都市計画の遂行が図られる。

現在、賃貸により企業立地の申出をしている企業は、農産物加工業を営んでおり、将来的には本社機能を当町へ移転することや、原料となる農産物を地元の農家や農業団体と連携することにより、契約栽培を行い、生産活動を図りたいという構想を持っている。このことは、将来における地域特産品の開発、商品に対する地域住民の愛着心、地産地消意識の高揚から、地域の産業界に与える影響も大いに期待できる。

このようなことから町は、当該規制の特例措置による土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業の実施により、平成 17 年度に現在申出のある上記企業を誘致して、30人程度の新たな雇用の場を生み出すことを想定している。今後も、地場産業に良い影響を与えられ、地元雇用の創出が期待できるような企業の誘致を進め、残る未分譲地2.6ヘクタールを2区画として、平成 19 年度末までに企業2社を誘致し、平成 19 年度末までに3社の企業立地、約100人程度の新たな雇用の場の創出することを想定している。

【平成 17 年度 進出予定企業】

	賃貸予定面積	見込年商高	雇用予定人数
1社	16,500㎡	200,000千円	30人

計	16,500㎡	200,000千円	30人
---	---------	-----------	-----

【今後5年間の推移状況】

	入居予定企業数	賃貸予定面積	見込年商高	雇用予定人数
平成18年度	1社	10,000㎡	150,000千円	30人
平成19年度	1社	16,000㎡	200,000千円	40人
平成20年度				
平成21年度				
平成22年度				
計	2社	26,000㎡	350,000千円	70人

8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【事業名】企業誘致の推進

【事業内容】桑折工業団地への企業誘致活動としては、町、県等のホームページに情報を掲載するとともに、県の関係部署への企業誘致に関する依頼や福島県企業誘致推進協議会との連携及び、町独自に企業への打診や、企業立地相談に対しての積極的な情報提供等、一層の企業誘致活動を推進する。

【事業名】福島県企業誘致推進協議会

【事業内容】企業誘致推進のため必要とする事項について情報交換・調査研究等の協議を行う。また、東京等での立地セミナーや現地視察会を催す。

【事業名】ふるさと融資

【事業内容】町が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金の貸付業務を行う。

【事業名】固定資産税の不均一課税

【事業内容】立地企業に対する優遇措置として、桑折町農村工業導入地区において、工業の事業の用に供するために、生産設備等を新設・増設した場合、固定資産税の税率軽減措置(三ヵ年)を行う。

別紙

1 特定事業の名称

[番号]403

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

福島地方土地開発公社

出資金:1,000万円(内、当町負担分 55万円)

所在地:福島県福島市五老内町3番1号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定された日

4 特定事業の内容

事業に関連する主体

福島地方土地開発公社

特区内に立地を希望する企業

事業が行われる地域

福島県伊達郡桑折町の区域の一部(桑折工業団地)

福島県伊達郡桑折町大字成田地内

事業により実現される行為

福島地方土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地に対して事業用借地権を設定し、企業等に賃貸する。

事業推進計画

年度内に申出のある企業(一社)との契約の締結に取り組み、平成17年8月立地、操業させたい。また、残る未分譲地については、関係機関との連携、PR活動等により企業誘致の推進に努める。

5 当該規制の特例措置の内容

桑折町は『活力のあるバランスのとれた産業構造の展開』を基本目標に掲げて、商・工・農業等の振興につとめている。当町の産業全般の活性化を期待できる構想をもつ企業に対して、立地しやすい制度を積極的に取り入れるため、福島地方土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地であって、当該区域内に未分譲地として所在するものを、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために賃貸することは、都市計画に伴う有効な土地の利用が図られるとともに、当町地域における活力のあるバランスのとれた産業構造の伸展に向けての方策として大いに効果を発するものであり、健全な発展と秩序ある整備に寄与するものであると認められる。